7　前項に規定する場合において、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十五条第一項の通知をするときは、会議の目的たる事項及び議案の要領のほか、次に掲げる事項をも通知しなければならない。

一　要除却等認定マンションの除却の実施のために敷地分割を必要とする理由

二　敷地分割後の当該要除却等認定マンションの除却の実施方法

三　マンションの再生等その他の団地内建物における良好な居住環境を確保するための措置に関する中長期的な計画が定められているときは、当該計画の概要

8　第六項の団地建物所有者集会を招集した者は、当該団地建物所有者集会の会日より少なくとも一月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について特定団地建物所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

9　区分所有法第三十五条及び第三十六条の規定は、前項の説明会の開催について準用する。この場合において、区分所有法第三十五条第一項中「区分所有者」とあるのは「特定団地建物所有者（マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の六十二に規定する特定団地建物所有者をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第三項中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と、同条第二項中「第四十条」とあるのは「区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第四十条」と、同条第三項及び第四項並びに区分所有法第三十六条中「区分所有者」とあるのは「特定団地建物所有者」と、同項中「建物内」とあるのは「団地内」と読み替えるものとする。

10　敷地分割決議をした団地建物所有者集会の議事録には、その決議についての各特定団地建物所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

11　敷地分割決議に賛成した各特定団地建物所有者（その承継人を含む。）は、敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなす。

第百六十八条第一項中「第百十五条の四第十項」を「第百六十三条の六十三第十一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、次条から第百六十八条の五までの規定により、集会を開き、当該集会において、敷地分割合意者の過半数の者であって第百六十三条の六十三第三項の議決権の過半数を有するものが出席し、出席した敷地分割合意者及びその議決権の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならない。

第百六十八条の次に次の四条を加える。

（集会の招集）

第百六十八条の二　敷地分割合意者の五分の一以上の者であって議決権（第百六十三条の六十三第三項の議決権をいう。第百六十八条の四において同じ。）の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。

2　集会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を敷地分割合意者に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を敷地分割合意者に通知して、集会を招集することができる。

（招集手続の省略）

第百六十八条の三　集会は、敷地分割合意者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（議決権の行使の方法等）

第百六十八条の四　集会に出席しない敷地分割合意者は、書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。

2　集会に出席しない敷地分割合意者は、国土交通省令で定めるところにより、集会を招集した者の承諾を得て、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行使することができる。

3　前二項の規定により議決権を行使する者は、第百六十八条第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

4　代理人は、同時に五人以上の敷地分割合意者を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を集会を招集した者に提出しなければならない。

6　前項の場合において、代理人は、国土交通省令で定めるところにより、集会を招集した者の承諾を得て、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（集会の決議の効力）

第百六十八条の五　第百六十八条第二項の規定による集会の決議は、敷地分割合意者の特定承継人及び集会の決議後に敷地分割合意者となった者に対しても、その効力を生ずる。

第百七十条第四項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第四条の二第二項」に改める。

第百七十一条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「特定要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　敷地分割決議が、当該敷地分割決議の要件を満たしてされたものであること。

第百七十四条第三項中「建替え合意者等」を「再生合意者」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「有する区分所有権又は敷地利用権」を「有する区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地について組合員の有する敷地共有持分等」に、「その区分所有権又は敷地利用権」を「その区分所有権若しくは敷地利用権又は敷地共有持分等」に改める。

第百七十九条中「組合員の議決権及び」を「総会において、組合員の議決権の過半数を有する者であって」に改め、「同じ。」の下に「の割合の過半数を有するものが出席し、出席した組合員の議決権及びその分割実施敷地持分」を加え、「決する」を「決しなければならない」に改める。

第二百六条第二項中「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に改める。

第二百十三条に次の一項を加える。

3　都道府県知事等は、第一項の規定による援助をするため必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請することができる。

第二百十八条第二項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第二百二十二条中「第九条第七項」を「第九条第六項」に改め、「第九十七条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第二百二十五条第一号中「第百六十条第一項」の下に「、第百六十三条の五十二第一項」を加え、同条第二号中「第百六十一条第三項」の下に「、第百六十三条の五十二第二項、第百六十三条の五十三第三項」を加え、同条第三号中「第二項又は」を「第二項、第百六十三条の五十三第一項若しくは第二項又は」に改める。

第二百二十七条中「第百十四条第一項」を「第百八条第一項」に改める。

第二百二十九条第一号中「マンション建替組合がマンション建替事業」を「マンション再生組合がその受けた第九条第一項又は第三十四条第一項の認可に係るマンション再生事業」に改め、同条第二号中「マンション敷地売却組合がマンション敷地売却事業」を「マンション等売却組合がその受けた第百十三条第一項又は第百三十四条第一項の認可に係るマンション等売却事業」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同条第十号中「第百五十八条第二項」の下に「、第百六十三条の五十第二項」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第百五十八条第一項」の下に「、第百六十三条の五十第一項」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号